

福岡県公報

平成三十年二月六日
第三千九百六十四号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令
(人事委員会事務局給与公平課) ……………二

人事委員会

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年二月六日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出し中「昇給日」の下に「及び評価終了日」を加え、同条中「四月一日」を「一月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昇給日前における県職員給与条例第七條第三項及び学校職員給与条例第八條第三項に規定する人事委員会規則で定める日は、昇給日前一年間における三月三十一日とし

、昇給日前における警察職員給与条例第七條第二項の人事委員会規則で定める日は、昇給日前一年間における十一月三十日(以下これらの日を「評価終了日」という。)

とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第二十九条の二 県職員給与条例第七條第三項、学校職員給与条例第八條第三項及び警察職員給与条例第七條第二項の人事委員会規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他人事委員会が定める事由とする。

第三十條第一項中「職員の勤務成績」を「職員の評価終了日以前における直近の勤務成績」に改め、同條第二項中「昇給日前」を「評価終了日以前」に、「昇給日の前日」を「評価終了日」に改め、同條第三項中「相当する数」の下に「(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号給を決定された者にあつては、人事委員会の定める数)」を加え、同條第四項中「号給を減じて」を「号数を減じて」に改める。

第三十六條中「(以下「休職等の期間」という。)」を削り、「及び復職等の日」を「、復職等の日」に、「そのいずれかの日」を「その次の昇給日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(昇給日の切替えに伴う号給の調整)

2 平成三十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)第七條第五項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十一号)第八條第五項及び福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)第七條第四項に規定する年齢(次項において「昇給抑制年齢」という。)を超えない職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給の号数に三(この規則による改正後の福岡県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。))第三十條第二項の規定中「評価終了日」を「平成三十年三月三十一日」と読み替えた場合に、同項の規定の適用を受けることとなる職員(以下「欠格職員」という。))及び平成二十九年四月二日から切替日の前日までの間に新たに給料表の適用を受けることと

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

なつた職員（次項において「年度中途採用職員」という。）のうち人事委員会の定める者にあつては二以下）を加えて得た号数（その号給の号数が職員の属する職務の級における最高の号給の号数を超える場合にあつては、当該最高の号給の号数）の号給とする。

3 切替日の前日において給料表の適用を受けていた職員のうち、切替日において昇給抑制年齢を超える職員の平成三十一年一月一日における号給は、同日の前日においてその者が受けていた号給の号数に、改正後の規則第三十条の規定による昇給の号給数に相当する数に三（欠格職員及び年度中途採用職員のうち人事委員会の定める者にあつては二以下）を加えて得た数に相当する号数（その号給の号数が職員の属する職務の級における最高の号給の号数を超える場合にあつては、当該最高の号給の号数）の号給とする。

（切替えの特例）

4 切替日に昇格する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における第二項の規定の適用については、同項中「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において昇格等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

5 平成三十一年一月一日に昇格する職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の日における第三項の規定の適用については、同項中「同日の前日においてその者が受けていた号給」とあるのは「その者が同日の前日において昇格等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

（欠格職員の復職時等における号給の調整）

6 第二項の規定の適用を受ける欠格職員については、切替日前一年間を良好な勤務成績で勤務した職員の切替日における号給の調整数を三とすることを標準とし、切替日に行う号給の調整を昇給日の昇給とみなした場合の、改正後の規則第三十六条第一項の規定による号給の調整を行うことができる。

7 第三項の規定の適用を受ける欠格職員については、切替日前一年間を良好な勤務成績で勤務した職員の平成三十一年一月一日における昇給の号給数に相当する数に三を加えて得た数に相当する号給数を三号給とすることを標準とした場合の、改正後の規則第三十六条第一項の規定による号給の調整を行うことができる。

（雑則）
8 第二項から前項までの規定による調整を受けた職員との権衡上必要と認められるときは、人事委員会の承認を得て必要な調整を行うことができる。

福岡県人事委員会訓令第二号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年二月六日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第二十項中第三十三号を第三十五号とし、第二十号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

20 第三十条第三項の規定により、人事委員会が定める数を定めること。

別表第一給与公平課の項第二十項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

17 第二十九条の二の規定により、人事委員会が定める事由を定めること。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。